相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和一七四七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　福田　文吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
三重県南牟婁郡御浜町大字柿原二六四番地三
相続財産管理人　司法書士　舟根　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区平野町一丁目三五番地、最後の住所大阪市西成区岸里東一丁目二番一六号
被相続人　亡　河野壽鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区住之江三丁目一二番、最後の住所大阪府大阪市住之江区住之江三丁目一二番二一〇一号
被相続人　亡　前林喜代美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル八階　共栄法律事務所
相続財産管理人　溝渕　雅男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町一丁一一番地、最後の住所大阪府堺市堺区緑ヶ丘北町三丁二番三〇号
被相続人　亡　比企　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市警固屋二丁目一六一番地、最後の住所神戸市灘区葉師通一丁目四番三号
被相続人　亡　平川　修治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
神戸市中央区元町通六丁目一番六号共進ビル七階
相続財産管理人　弁護士　矢形幸之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草郡苓北町志岐五五番地四、最後の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘三丁目五番一四―一〇一号
被相続人　亡　藤冨　喜好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号　ソリオ三―五階　福間法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福間　則博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市金生町山田井九一四番地、最後の住所愛媛県四国中央市金生町山田井一〇一三番地二
被相続人　亡　尾藤亀代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
事務所愛媛県新居浜市一宮町一丁目六番三〇号プラムビル三階　高橋総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　正明

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十九年七月二十六日
一、墳墓等所在地　神奈川県川崎市川崎区大師町四番地四八号
一、墳墓等の名称　平間寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市川崎区大師町四番地四八号　宗教法人平間寺　代表役員　藤田　隆乗

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年7月26日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社丹青ビジネス　②東京都知事(5)71371　③代表取締役　大日向圭一　④東京都港区港南一丁目6番41号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区港南一丁目6番41号　株式会社丹青ビジネス　代表取締役　大日向圭一

①有限会社なんでもアドバイザー　②東京都知事(6)63051　③代表取締役　安井正次　④東京都江戸川区大杉2―3―4　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区大杉2―3―4　有限会社なんでもアドバイザー　代表取締役　安井正次

①ハウスコム株式会社　②国土交通大臣(4)6094　③代表取締役　田村穂　④東京都港区港南二丁目16番1号　廃止した従たる事務所　愛知県日進市赤池1―1306レ・ファミーユ1階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番1号　ハウスコム株式会社　代表取締役　田村穂

①野原産業株式会社　②東京都知事(2)93499　③代表取締役　野原数生　④東京都新宿区新宿一丁目1番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿一丁目1番11号　野原産業株式会社　代表取締役　野原数生

①株式会社賃貸ネット　②国土交通大臣(3)7469　③代表取締役　藤田祐紀　④主たる事務所　大阪府大阪市住之江区粉浜西1丁目1番22号、廃止した従たる事務所　愛知県長久手市戸田谷901番地1　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市住之江区粉浜西1丁目1番22号　株式会社賃貸ネット　代表取締役　藤田祐紀

①マイダ住研株式会社　②大阪府知事(2)14243　③代表取締役　毎田壽利　④大阪府吹田市豊津町11―34　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府吹田市豊津町11―34　マイダ住研株式会社　代表取締役　毎田壽利